

○ 証券取引所に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行
<p>（組織変更計画書の記載事項）</p> <p>第四条 法第百一条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 組織変更後に発行する株式の総数</p> <p>四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び発行価額</p> <p>五（略）</p> <p>（取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式から除く株式）</p> <p>第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める株式は、次に掲げる株式（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされるもの）議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。（を）を除く。以下この条において同じ。（とする）。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同</p>	<p>（組織変更計画書の記載事項）</p> <p>第四条 法第百一条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、<u>一株の金額</u></p> <p>四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額</p> <p>五（略）</p> <p>（取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式から除く株式）</p> <p>第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める株式は、次に掲げる株式（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされるもの）議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。（を）を除く。以下この条において同じ。（とする）。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同</p>

して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式（法第百三條第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）

四・五（略）

（資本の額の減少の認可申請）

第十一条 株式会社証券取引所は、法第百五條第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～五（略）

六 株式の併合をする場合においては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八（略）

して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法第二百十條ノ二第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式（法第百三條第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）

四・五（略）

（資本の額の減少の認可申請）

第十一条 株式会社証券取引所は、法第百五條第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～五（略）

六 株式の併合をする場合においては、商法第三百七十七條第一項において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十二條第二項において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八（略）

(会員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書記載事項)

第二十五条 (略)

2 法第百三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 合併を行う株式会社証券取引所が合併後存続する場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 合併後存続する株式会社証券取引所が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに合併により消滅する会員証券取引所の会員に対する新株の割当てに関する事項

ハチ (略)

二 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

通知、公表及び報告事項	注意事項
一 (略)	一～三 (略)
二 株券は、銘柄別に、売買成立価格(最高価格、最低価格及び	四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外

(会員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書記載事項)

第二十五条 (略)

2 法第百三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 合併を行う株式会社証券取引所が合併後存続する場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 合併後存続する株式会社証券取引所が合併に際して発行する新株の総数、額面又は無額面の別、種類及び数並びに合併により消滅する会員証券取引所の会員に対する新株の割当てに関する事項

ハチ (略)

二 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

通知、公表及び報告事項	注意事項
一 (略)	一～三 (略)
二 株券、出資証券、新株引受権証書、新株引受権証券、日経三	四 株券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のも

<p>最終価格)及び数量</p> <p>三 出資証券、新株引受権証券、新株引受権証券、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの(以下「出資証券等」という。)(は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格(最高価格、最低価格及び最終価格)及び数量</p> <p>四七 (略)</p>	<p>のものにつき通知、公表及び報告することとする。</p> <p>五十一 (略)</p>
<p>百株価指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの(以下「株券等」という。)(は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格(最高価格、最低価格及び最終価格)及び数量</p> <p>三六 (略)</p>	<p>のものにつき通知、公表及び報告することとする。</p> <p>五十一 (略)</p>